

議案第六十七号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表二の項中「又は第三条の三第一項」を「、第三条の三第一項又は第三条の四第一項」に改める。

付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

（説明）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部改正に伴い、事

業譲渡により営業者の地位を承継する場合の手続の手数料を定めるため、本案を提出いたします。